

宮崎県公報

平成26年4月14日(月曜日) 第 2581 号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目 次

業所)の所在地の変更・・・・・・(国保・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支	
援事業所)の所在地の変更(// // // // // // // // // // // // //	3
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事	
業所)の廃止・・・・・・・・・・・(// // // // // // // // // // // // //	3
○保安林の指定予定の通知(自然環境課)	3
公 告	
	4
○軽油引取税に係る免税証の無効公告 (税務課)	4
○軽油引取税に係る免税証の無効公告(税務課)	-
○軽油引取税に係る免税証の無効公告・・・・・・・・・(税務課)○大規模小売店舗の新設に関する届出 ・・・・・・・・・(商工政策課)	4

告示

宮崎県告示第 276号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた 場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための 医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名	称	所 在 地	指定年月日
Ken 歯科	うるおい	児湯郡都農町大字川北 5215-1	平成26年3月17日

宮崎県告示第 277号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーション湯癒亭	児湯郡川南町大字川南 13675番地83 恵比 寿ガーデン 102号室

2 届出事項

指定医療機	指定医療機関の所在地変更年月日		
変更前	変更後	交 史平月日	
児湯郡川南町大字川 南 13675番地83 恵 比寿ガーデン 102号 室	児湯郡川南町大字平 田2379-1	平成26年4月1日	

宮崎県告示第 278号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
日高胃腸科内科医 院	延岡市出北1丁目16番 1号	平成26年 3 月28日

宮崎県告示第 279号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2 第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県公報

平成 26 年 4 月 14 日(月曜日) 第 2581 号				
居宅介語	要事業者	居宅介証	要事業所	指定
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	年月日
セントケア九州株式会社	熊本県熊本 市中央区十 禅寺一丁目 3番1号	セントケア 訪問看護ス テーション 延岡北	延岡市日の 出町一丁目 4-4 サ ンルートビ ル 102A	平成26年 4月1日
有限会社万能薬品	都城市山田 町山田3880 - 1	いいの薬局	えびの市大 字原田字建 山2237番地 7	平成26年4月1日
大貫内科	延岡市大貫 町 5 丁目16 46番地 1	大貫内科	延岡市大貫 町 5 丁目16 46番地 1	平成26年 4月1日
株式会社サン・ルーム	延岡市平田町2347番地	株式会社サン・ルーム 日向営業 所	日向市大字 財光寺長江 426-1	平成26年 3月1日
株式会社エスプリ	北諸県郡三 股町花見原 3番地9	エスプリ都 城デイサー ビスセンタ ー	北諸県郡三 股町大字宮 村一万城27 51-25	平成26年 3月1日
株式会社リリーフ	日南市大字 平野1512番 地 3	よつば通所 介護事業所	日南市大字 平野1512番 地 3	平成26年 3月1日
株式会社サルビア	都城市太郎 坊町2001番 地1	デイサービスサルビア	都城市太郎 坊町2001番 地1	平成26年 3月1日
株式会社リリーフ	日南市大字 平野1512番 地 3	よつば訪問 介護事業所	日南市大字 平野1512番 地 3	平成26年 3月1日
特定非営利 活動法人青 空会	日向市大字 富高6276番 地 127	デイサービ スあおぞら	日向市東郷 町山陰辛 7 53番地 1	平成26年 3月1日
株式会社宮崎ヒューマンサービス	都城市平江 町43号 6番 地 1	株式会社宮 崎ヒューマ ンサービス 小林営業 所	小林市真方 273- 6	平成26年 2月1日
株式会社宮 崎ヒューマ ンサービス	都城市平江 町43号6番 地1	株式会社宮 崎ヒューマ ンサービス	日向市大王 町1丁目81 番地	平成26年 2月1日

_	1 -6 /	· — T	^		
			日向営業所		
	医療法人社団大和会	西都市御船 町二丁目45 番地	大塚病院デ イサービス にこにこ	西都市御船 町2丁目51 番地	平成26年 2月1日
	有限会社佐藤幹薬局	延岡市東本 小路 132番 地	木城薬局	児湯郡木城 町大字高城 3848番地 3	平成26年 1月1日
	特定非営利 活動法人ひ むか福祉サ ービス	東臼杵郡門 川町大字加 草1541番地 1	訪問看護ス テーション ひむか	東臼杵郡門 川町大字加 草1541番地 1	平成26年 1月1日
	総合メディ カル株式会 社	福岡県福岡 市中央区天 神2丁目14 番8号	そうごう薬 局 細野店	小林市細野 1617番 1	平成25年 12月1日

宮崎県告示第 280号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2 第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護	支援事業者	居宅介護支援事業所		指 定
名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	年月日
医療法人社 団康晏堂石 内医院	延岡市川島 町1644番地 1	居宅介護支 援事業所「 東海の風」	延岡市川島 町1644番地 1	平成26年 4月1日

宮崎県告示第 281号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2 第 4 項において 準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定 により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した 旨の届出があった。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所		
名 称	主たる事務所の所 在地	名 称	所在地	
有限会社 エコフィ	児湯郡川南町大字 平田2379-1	ケアステ ーション 湯癒亭	児湯郡川南町大字 川南 13675番地83 恵比寿ガーデン 102号室	

2 届出事項

居宅介護事業	変更年月日	
変更前	変更後	変 史平月日
児湯郡川南町大字川 南 13675番地83 恵 比寿ガーデン 102号 室	児湯郡川南町大字平 田2379-1	平成26年 4 月 1 日

宮崎県告示第 282号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の 2 第 4 項において 準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定 により、指定介護機関(居宅介護支援事業所)から次のとおり変更 した旨の届出があった。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護支援事業所)

居宅分	〉護支援事業者	居宅分	〉護支援事業所
名 称	主たる事務所の所 在地	名 称	所在地
医療法人 社団森山 内科・外 科クリニ ック	都城市南鷹尾町24 -20	森山内科 ・外科ク リニック 指定居宅 介護支 事業所	都城市南鷹尾町24 -20
有限会社 エコフィ ールド	児湯郡川南町大字 平田2379-1	居宅介護 支援事業 所湯癒亭	児湯郡川南町大字 川南 13675番地83 恵比寿ガーデン 102号室

2 届出事項

居宅介護支援事	事業所の所在地	変更年月日
変更前	変 更 後	及史十月口
都城市南鷹尾町24- 20	都城市南鷹尾町11街 区40号	平成26年 2 月28日

児湯郡川南町大字川	児湯郡川南町大字平	平成26年4月1日	
南 13675番地83 恵	⊞2379 — 1		
比寿ガーデン 102号			
室			

宮崎県告示第 283号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において 準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14 条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定 により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した 旨の届出があった。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介語	居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	廃 止 年月日
社会福祉法 人日章福祉 会	宮崎市丸島町2番36号	日章野菊の 里 障害者 地域支援セ ンター	小林市堤21 37-1	平成26年 3月31日
株式会社ハ ンドイン	都城市小松 原町10号 6 番地 都城 N. Sプラ ザビル	デイサービ ス サルビ ア	都城市太郎 坊町2001番 地 1	平成26年 2月28日

宮崎県告示第 284号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字古屋敷 459-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置い て縦覧に供する。)

宮崎県公報

公告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免税証の種類
 50ℓ券6枚
- 2 用途 漁船
- 3 記号及び番号 50ℓ券F 7300364~F 7300369
- 4 有効期間 平成25年12月1日から平成26年5月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称 宮崎県漁業協同組合連合会 北浦事業所
- 6 紛失年月日 平成26年3月31日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規 定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス宮崎空港店
 - 宮崎市大字赤江字飛江田 145番1、 146番1及び 157番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号第一福岡ビル S 館 陸

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館 4階

- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年11月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,780㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 74台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南西側 7台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南東側 27㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗内南東側 9 m³

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 箇所 敷地南西側及び南東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出年月日

平成26年3月26日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年 4 月14日から平成26年 8 月14日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間平成26年4月14日から平成26年8月14日まで
- 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の 3 第 1 項の規定により、沿海北部地区県営土地改良事業(延岡市・日向市・門川町・美郷町、広域営農団地農道整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成26年 4 月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間平成26年4月14日から平成26年5月15日まで
- 3 縦覧場所

延岡市役所農林水産部農山村整備課內 日向市役所産業経済部農業水産課内 門川町役場産業振興課内 美郷町役場建設課内

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2490号により公告した基本測量(基本重力測量)が平成26年3月14日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。 平成26年4月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類 公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業地域 都城市簑原町
- 3 作業期間平成26年3月10日から平成26年4月20日まで